

35. 「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の 率先実行のための行動計画（率先実行計画）」について

A REPORT ON THE ACTION PLAN FOR GREENING GOVERNMENT OPERATIONS

鈴木雅之 * 藤塚哲朗 ** 山崎智通***
Masayuki SUZUKI , Tetsuro FUJITSUKA , Chitoru YAMAZAKI

ABSTRACT : The government is an important economic actor , i. e. , the government is a large land holder , facility owner and big consumer of goods and services . Government action should be a powerful agent of establishing the sustainable society . Implementation of the Action Plan for Greening Government Operations is expected to significantly reduce the environmental load from government operations and to enhance voluntary actions by local governments , enterprises and citizens .

KEYWORDS : Greening Government Operations , Changing Consumption Pattern , Procurement of Goods and Services with Minimal Environmental Impact

1. 「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画（率先実行計画）」の概要

国は、様々な政策や事業を行うという行政の主体としての役割のほか、民間企業等と同様に、各種の製品やサービスの購入・使用や、建築物の建築・維持管理など、事業者や消費者としての経済活動を行っている。特に、経済活動の主体として国の占める位置は極めて大きく、自らがその経済活動に際して環境保全に関する行動を実行することによる環境負荷の低減が大きく期待される。こうした国自らの活動に伴う環境負荷を自主的・積極的に削減するため、政府は、環境基本計画（平成6年12月16日閣議決定）に基づき、平成7年6月13日、各省庁に共通した実行計画として、「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」（以下「率先実行計画」という。）を閣議決定した。

この率先実行計画では、環境基本計画に定められた4つの分野について、数量を伴った11の目標を含む多くの取組や目標を定めており、各省庁はその達成に努めるべく、計画の目標とする平成12

- 財やサービスの購入・使用に当たっての環境保全への配慮
 - ・再生紙、再生品の使用等
 - ・エコマーク、グリーンマーク等各種環境ラベルの付与となる製品やこれと同等の再生紙を使用
 - ・可能であれば、白色度のより低い用紙を選択
 - ・文具、食品等の物品について、再生材料から作られたものを使用
 - ・低公害車等の購入等
- 建築物の建築、管理等に当たっての環境保全への配慮
 - ・環境負荷の少ない庁舎の建築
 - ・太陽光利用などの自然エネルギー等の活用設備の導入
 - ・廃熱等の未利用エネルギーの利用
 - ・省エネルギー型の照明機器の設置
- その他行政事務に当たっての環境保全への配慮
 - ・節水
 - ・水栓への節水コマのとりつけをするほか、必要に応じ水栓での水道水圧を低めに設定
 - ・節電
 - ・省エネ型の蛍光灯への切り替え
 - ・省エネ型LED機器への更新
 - ・廃棄物の量の削減
 - ・分別回収ボックスの適切な設置と個人用ごみ箱の順次廃止
 - ・庁舎ごとのリサイクル計画づくり
 - ・省が管内での「リサイクル町内会」の検討
- 環境保全に関する職員に対する研修等の実施
 - ・環境保全活動への職員の積極的参加の推奨
 - ・職員の環境保全への参加意欲が促されるよう、休暇を取りやすい環境づくり
- 計画の推進体制の整備と実施状況の点検
 - ・推進体制、点検体制の整備
 - ・省庁ごとの推進・点検体制の整備
 - ・成果を取りまとめて公表

率先実行計画の5つの柱と主な内容

*環境庁企画調整局環境計画課 Strategic Environment Planning Division, Environment Agency **環境庁水質保全局水質管理課 Water Quality Conservation Division ***板橋区役所環境保全課 Environmental Conservation Division, Itabashi City

年度まで、自主的・積極的な環境保全活動を展開することとなっている。また、率先実行計画の閣議決定と併せて、この計画を実施していくための各省庁が行う取組の具体的細目的な例を、環境基本計画推進関係省庁会議において申し合わせ、関係省庁はそれぞれの実情に応じ可能な限り積極的にこれらの取組を実施し、この計画の達成に最大限努力することとしたところである。*

2. 率先実行計画の実施状況

率先実行計画に基づく取組の実施状況については、毎年度、各省庁の実施状況を取りまとめ、環境白書等適切な方法により、公表を行うこととしている。

平成9年12月、平成8年度における各省庁の取組の実施状況について調査を行い、以下のとおり取りまとめた。

2. 1 数量を伴う目標の実績数値等について

率先実行計画では、用紙類の使用量の抑制や政府保有の公用車への低公害車の率先導入、事務所から排出される廃棄物量の削減など、具体的な数量を伴った11の目標を定めており、このうち、「用紙類の使用量」や「低公害車の導入割合」など9項目についての平成8年度の実績数値を取りまとめるとともに、「行政事務に伴い直接的又は間接的に排出される二酸化炭素の実重量」について推計を行った結果は、以下のとおりである。

(A) 用紙類の使用量等

- ◎ 購入し、使用する用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量を、現状比で、平成12年度までに概ね80%以下とすることに向け努める。。
- ◎ 用紙類の使用量を平成12年度において現状比で増加させないよう努める。

平成8年度中に購入し、使用された用紙類の使用量は30,283トン、このうち、コピー用紙が71.4%（21,622トン）を占め、罫紙・起案用紙が1.2%（372トン）、事務用封筒が4.9%（1,487トン）、コンピューター連続用紙が9.6%（2,895トン）、帳簿類が2.2%（672トン）、トイレットペーパーが10.7%（3,235トン）となっており、平成7年度に比べると用紙類は約380トン、約1.1%の減少となっている。

また、平成8年度中に購入し、使用された用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量は16,122トン、平成7年度に比べ約1,000トン、約5.8%の減少となっている。

(B) 低公害車の割合等

- ◎ 政府保有の公用車のうち通常の行政事務の用に供するものに占める低公害車の割合を平成12年度において概ね10%に高めることを念頭に置きつつ、公用車への低公害車の導入の可能性を積極的に検討し、その結果を踏まえ、率的、計画的な導入に努める。

平成8年度末現在における政府保有の公用車のうち通常の行政事務の用に供するものの台数は16,490台、このうち低公害車は17台導入されており、低公害車導入割合は0.10%となっており、平成7年度(0.07%)と比較してほぼ横ばいとなっている。

低公害車の内訳としては、電気自動車12台、天然ガス自動車3台、メタノール自動車1台、ハイブリッド自動車1台、省庁別には、大蔵省が電気自動車4台、文部省が電気自動車4台、天然ガス自動車1台、環境庁が電気自動車3台、運輸省が天然ガス自動車、メタノール自動車各1台、通商産業省が天然ガス自動車1台、農林水産省がハイブリッド自動車1台、宮内庁が電気自動車1台となっている。

なお、通常の行政事務の用に供するもの以外のものは、緊急用車両、工事用車両、郵政事業用車両等として27,929台であり、このうち、106台の低公害車(郵政事業用車両に電気自動車101台、環境庁、文部省各2台、運輸省1台)が導入されている。

(C) 事務所単位面積当たりの電気使用量等

- ◎ 事務所の単位面積当たりの電気使用量を、現状比で、平成12年度までに概ね90%以下にすることに向け努める。
- ◎ 事務所の単位面積当たりの上水使用量を、現状比で、平成12年度までに概ね90%以下にすることに向け努める。

事務所の単位面積当たりの電気使用量は 97.68kwh/m^2 、また、事務所の単位面積当たりの上水使用量は $1.29\text{m}^3/\text{m}^2$ となっており、平成7年度に比べ単位面積当たりの電気使用量は約7.6%の減少、単位面積当たりの上水使用量は約3.0%の減少となっている。

(D) 公用車で使用する燃料の量等

- ◎ 公用車で使用する燃料の量を、現状比で、平成12年度までに概ね90%以下にすることに向け努める。
- ◎ エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、年々の気象状況を考慮し合理的に考えられる使用量の変動を除いて、現状比で、平成12年度までに概ね10%削減すること、を念頭に置きつつ、計画的な管理、削減に努める。

公用車で使用する燃料の量については、ガソリンが14,916千ℓ、軽油が3,786千ℓとなっており、平成7年度に比べガソリンが約6.4%の減少、軽油は約8.4%の増加となっている。このほかの公用車の燃料としては、低公害車用燃料として天然ガス(23.0m³)、メタノール(17.4ℓ)が使用されている。

また、暖房、給湯などの庁舎等におけるエネルギー供給施設等で使用する燃料の量は、重油が172,987千ℓ、灯油が37,680千ℓ、都市ガスが83,312千m³、LPGが4,711千m³となっており、平成7年度に比べ重油が約2.9%、灯油が約17.2%の減少、都市ガスが約0.1%の増加となっている。このほか、軽油、天然ガスの使用量や他の施設等から熱供給を受けている施設がある。

(E) 廃棄物の量等

◎ 各事務所から排出される廃棄物の量(湿重量)を、現状比で、平成12年度までに概ね75%以下にすること及び廃棄物中の可燃ごみの量を同期間に概ね70%以下とすることに向け努める。

各事務所から排出される廃棄物の量は138,247トン、各事務所から排出される廃棄物中の可燃物の量が93,513トンとなっており、平成7年度に比べ廃棄物の量が約2.0%の減少、廃棄物中の可燃ごみの量が約3.7%の増加となっている。

(F) 行政事務に伴い直接的及び間接的に排出される二酸化炭素の量

◎ 地球温暖化影響物質である二酸化炭素について、行政事務に伴い直接的及び間接的に排出される量を、平成12年度までの間、地球温暖化防止行動計画を踏まえて、抑制する。

政府の行政事務に伴い直接的及び間接的に排出される二酸化炭素の排出量を、政府全体における電気使用量、公用車等燃料使用量、廃棄物排出量から推計した結果、727,557トンCとなっており、平成7年度の推計値785,042トンCに比べ、約57,500トンC、約9.3%の減少となっている。

2. 2 平成8年度における主な取組の実施状況について

率先実行計画の策定後、各省庁において、計画に定められた「財やサービスの購入・使用に当たっての環境保全への配慮」など4つの分野について、様々な取組が進められている。

各省庁における主な取組を取りまとめた結果は、次のとおりである。

(A) 財やサービスの購入・使用に当たっての環境保全への配慮

(1) 生産段階での環境負荷の少ない製品、原材料の選択

- 1) コピー用紙は、古紙配合率 100%、白色度70%のものを導入。
 - 2) 外注等の印刷物についてはできる限り再生紙を使用。
 - 3) フラットファイルは部材も含めすべて再資源化可能な製品を調達。
 - 4) エコマーク・グリーンマーク付き商品の優先調達。
 - 5) リサイクルルートが確立しているトナーカートリッジ等を使用。
- (2) 使用段階での環境負荷の少ない燃料の使用等に関し、以下の取組が行われた。
- 1) 国際エネルギースター計画に適合した機種の導入。
 - 2) トイレに自動水栓、流水音発生器を設置。
 - 3) 低公害車（天然ガス自動車1台、電気自動車2台、ハイブリッド自動車1台）を導入。
- (3) その他環境負荷の少ない製品、原材料の選択
- 1) 物品は仕様書等により環境負荷の少ない製品を確認した上で購入。
- (4) 環境負荷の削減のための資源利用の節約
- 1) 両面コピー、両面印刷の徹底。
 - 2) 使用済封筒を再利用。ミスプリント等の用紙をストックし、裏面をメモ用紙等として活用。
 - 3) 机・椅子等の事務用品は修繕に努め再利用を促進。
- (5) 環境負荷の少ない形態の販売方法を用いる商品の選択
- 1) 省エネ型の自動販売機を設置。
- (B) 建築物の建築、管理等に当たっての環境保全への配慮
- (1) 環境負荷の削減に配慮した建築物等の整備
- 1) コージェネレーションシステム、太陽光発電システム、外気遮断用のエアカーテンの導入。
 - 2) 雨水の地下浸透について浸透升の設置、浸透性舗装を試験施工。
 - 3) 建設工事の施工に起因する排ガス・騒音・振動等の抑制について、現場条件を考慮して可能な限り抑制するよう請負者が作成する施工計画書により確認・指導を徹底。
- (2) 環境負荷の削減に配慮した建築物等の維持管理及びその周辺の自然環境の保全
- 1) 樹木の植栽目的や機能を十分発揮できるよう剪定・施肥・除草・清掃を年間を通じて計画的に実施。
- (C) その他行政事務に当たっての環境保全への配慮
- (1) 環境負荷の削減のための資源・エネルギー利用の節約
- 1) 職員のエレベーター使用は極力階段を使用するよう指導。
 - 2) 電気の消し忘れに対処するためのセンサースイッチの設置。一部省エネ型蛍光灯導入、廊下等については、日中の消灯や間引照明を実施。
 - 3) 水道管のバルブを操作し水圧を低く設定し、節水コマの取り付けを実施。
 - 4) 不要なアイドルリングの中止等を運転担当者に周知徹底。
- (2) 環境負荷の削減のための廃棄物の減量化、リサイクルの推進等
- 1) 分別回収箱を設置し上質紙系・新聞・雑誌等に分け、発生古紙を執務室の段階で分別。

2) シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限。

(3) 環境汚染等の防止に配慮した各種行政事務の実施

1) 毎年ばい煙の発生施設の測定を行って適切に管理。

(D) 環境保全に関する職員に対する研修等の実施

(1) 職員の環境保全意識の向上

1) 職員に対する環境保全に関する講演会を開催。環境庁環境研修センターにおける研修や新採用Ⅰ種職員研修、新任係長研修において環境保全に関するカリキュラムを設け実施。

2) 毎日定時に職員向けの普及啓発のための庁内放送を実施。

3. 今後の課題等

平成8年度の実施状況調査の結果、以下のような取組が今後の課題として挙げられる。

(A) 再生紙の使用について、コピー紙等の再生紙を利用しているものについては可能な限り古紙利用率の高いものを導入するとともに、再生紙の使用可能なものについては再生紙への切替を進め、初めて使用する木材パルプの使用量削減を図る。

(B) 用紙類について、紙の使用量の抑制を図るため、両面コピーの徹底、ミスコピーの削減、使用済用紙の裏面使用、使用済封筒の再利用などの個々の取組の徹底を図る。

また、庁内LANの積極的な活用を通じた紙の総合的な使用抑制策を検討していくとともに、電子メールの活用などによる省庁間における連絡のペーパーレス化を進める。

(C) 低公害車の導入に関し 平成12年度に向けた各省庁毎の低公害車導入計画を策定するなど、低公害車の開発動向や公用車の利用実態を勘案し、低公害車導入及びそのための検討を引き続き積極的に推進する。

(D) 電気使用量の削減に関し、省エネルギーに配慮したOA機器の導入等を進めるとともに、直近階への移動の際の階段利用、不要時・不要箇所の消灯等の個々の取組の徹底を図る。

(E) 率先実行計画の個々の取組を徹底するため、職員に対する環境保全に関する研修・情報提供を強化する。

(F) 環境基本計画推進関係省庁会議で決定された「物品等の環境負荷の少ない仕様、材質等に関する推奨リストの在り方」に基づき、リストをできるだけ早期に策定するとともに、リストを活用したグリーン調達を推進する。